

沖縄県が提訴した辺野古新基地建設の工事差止訴訟を全面的に支援し、 安倍政権が強行する同工事の即時中止することを求める声明

1 沖縄県は、2017年7月24日、安倍政権が名護市辺野古沿岸部で強行する米軍新基地建設工事に関し、沖縄防衛局が沖縄県知事の許可を得ないまま岩礁破碎行為をすることが沖縄県の漁業調整規則に違反するとして、工事の差し止めを求める訴訟及び仮処分を那覇地方裁判所に提起した。

2 安倍政権は、同年4月25日、辺野古新基地建設に関し、名護漁協が工事海域の漁業権を放棄したので岩礁破碎許可の更新は不要であると強弁し、同年3月31日で期限切れになった同許可の更新をせずに護岸工事に踏み切った。

しかし、従前の政府見解では、漁協が当該海域について、いわゆる「一部放棄」の議決を行ったとしても、「一部放棄」は、漁業権を特定する要素である「漁場の位置及び区域」の縮小にあたることから、漁業法第22条の漁業権変更の申請及び知事の許可を受けなければ、漁業権の内容に変動は生じないと解釈されてきたにもかかわらず、安倍政権は、従前の解釈を突如変更し、岩礁破碎許可の更新手続をせずに、辺野古新基地建設に護岸工事を強行した。

3 辺野古新基地建設は、沖縄県民の新基地反対の民意をかえりみず、東アジアにおけるアメリカの軍事的覇権を維持し、周辺諸国との緊張を高め、国際平和に逆行し、ひいては日本を戦争の危険にさらす暴挙として、断じて許されるものではない。

沖縄県の上記提訴は、安倍政権が沖縄の民意を一切無視し、なりふり構わず法治国家としての在り方さえかなぐり捨てて、辺野古新基地建設を強引に進め、日米安保条約の下、日米同盟・在日米軍の機能強化、戦争法の具現化を実現することに反対する取り組みである。

4 自由法曹団は、安倍政権が強行する辺野古新基地建設に反対するとともに、沖縄県の上記提訴及び法廷闘争を全面的に支援することを表明し、沖縄県民と連帯して、沖縄の民意の尊重と新基地建設の即時中止を強く求めるものである。

2017年8月3日

自 由 法 曹 団
団 長 荒 井 新 二